【〇〇が設置する防犯カメラの管理及び運用に関する要領（参考例）】

１　目的

この要領は、○○町内（自治）会が△△地域に、犯罪の抑止のために設置する防犯カメラの管理及び運用について必要な事項を定め、個人のプライバシー保護に配慮し、適切な管理運用を行うことを目的とする。

２　設置場所・撮影範囲等

(１) 防犯カメラの設置場所は、△△地域の□□に設置し、△△地域の公道を撮影範囲とする。

又は、

(１) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲は、別紙配置図のとおりとし、△△地域に◇台を設置する。

(２) 防犯カメラの設置場所には、防犯カメラを設置していることについて、見やすい位置に「防犯カメラ作動中」等と記載した表示板を掲示するものとする。

３　管理責任者の指定等

(１) 防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、管理責任者を置く。

(２) 管理責任者は、（団体・職・氏名を記載）をもって充てる。

(３) 管理責任者は、必要に応じて、防犯カメラ及びそのモニター並びに録画装置の操作を行う操作担当者を指定するものとする。

(４) 防犯カメラの操作担当者は、（職・氏名を記載。例えば「防犯部会長・葉山一郎」など）をもって充てる。

(５) 管理責任者及び操作担当者の責務は、次のとおりとする。

ア　画像の適切な取り扱いに努めること。

イ　画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないこと。また、その職でなくなった後も同様とする。

ウ　その他防犯カメラの適切な管理及び運用に関し、必要な措置を講じること。

(６) 管理責任者及び指定された操作担当者以外の者による防犯カメラ及びそのモニター並びに録画装置の操作は、禁止する。

４　画像データの保存・取扱い

(１) 画像データ等の保管場所

ア　録画装置の保管場所は、◇◇とする。

イ　画像データの記録媒体は、保管庫に施錠の上保管し、原則として外部への持ち出し及び第三者の画像の閲覧を禁止する。

(２) 画像データの保存期間

画像データの保存期間は、○日とする。

(３) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに確実な方法により消去するものとする。また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理を行うものとする。

５　画像データの利用・提供

(１) 次の場合を除き、画像データを目的以外に利用し、又は第三者に提供することを禁止するものとする。

ア　法令等の定めがある場合

イ　捜査機関から文書より犯罪捜査の目的で要請を受けた場合

ウ　人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(２) (１)に基づき、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者へ提供する場合には、管理責任者の許可を得たうえで提供し、提供の内容、相手先、日時、目的及び理由を記録するものとする。

６　苦情処理

管理責任者は、苦情や問合せに誠実かつ迅速に対応するものとする。

７　保守点検

管理責任者は、防犯カメラの機能の維持のため、定期的に保守点検を行うものとする。